

平成20年4月3日

総長 裁定

改正 平成20年8月28日

改正 平成21年4月9日

東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム  
担当者の呼称に関する申合せ

第1 東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム担当者のうち、エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室長（以下、「室長」という。）が特に必要と認める者については、室長が総長と協議した上で、呼称を付与することができる。

第2 （削除）

第3 上記の呼称を付与する期間は、了承を得た年度の3月31日までとする。ただし、再度同じ呼称を付与することを妨げない。

第4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

附 則

この申合せは、平成20年4月3日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年4月9日から実施する。